

令和3年度 第2回天童市農業委員会総会 会議録

令和3年5月13日(木) 午前10時 第2回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
11番	梅津節子	12番	秋保茂男
13番	細矢幸市	14番	小川晋
15番	武田仁	16番	清野貢市
17番	荒沢亨	18番	五十嵐慶一
19番	堀越重助		

2 欠席委員

なし

3 出席事務局職員

事務局長	松田健一	事務局長補佐	結城篤彦
行政主査	浅井宏一郎	行政主査	鈴木麻悠子
主事	大貫彰太		

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告(運営委員長、農地常任委員長)

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議事

承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第7号 農地法第3条の規定による許可について

議第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属した
農地の指定について

議第9号 農地法第4条の規定による許可について

議第10号 農地法第5条の規定による許可について

議第11号 令和3年度第2回農用地利用集積計画について

議第12号 農地の権利取得に係る別段面積の設定について

第7 閉会

5 議 事 録

午前10時 開 会

議 長 　　ただ今より、去る5月7日付け農委告示第3号をもって招集した
令和3年度 第2回 天童市農業委員会総会を開会いたします。

　　本日は、全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。
本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、日程
第5の事務処理報告は読み上げを省略し、日程第6の議事のうち、
「承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査に
ついて」、「議第7号 農地法第3条の規定による許可について」及
び「議第11号 令和3年度第2回農用地利用集積計画について」
は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取扱うことに御異議はござ
いませんか。

（異議なしの声）

　　御異議がございませんので、そのように取扱うことに決定しまし
た。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

4番 松田 康政 委員

5番 仲野 真 委員

両委員にお願いします。

議長 日程第4 委員長の報告を求めます。
はじめに、清野貢市 運営委員長。
清野委員 本日第1回運営委員会を開催いたしました。内容は令和3年度の行政視察についてです。詳細は後ほど全員協議会で報告します。
議長 次に、細矢幸市 農地常任委員長。
細矢委員 4月21日、第1回農地常任委員会を開催いたしました。内容としては新設農家1件の審査です。これについては問題なしとなりました。なお、新設農家の農地の賃貸借は、後ほど3条で審議お願いいたします。
他に空き家に付属した農地の取扱いについて、どのように取り扱うのが適正かを審議しました。これについては全員協議会で審議いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第5 事務処理報告を求めます。
松田事務局長 お手元の事務処理報告を御覧ください。4月14日から本日の総会までの事務処理状況となっておりますので、御確認をお願いします。
次に総会資料を御覧ください。
1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について」です。件数2件、面積334.00㎡です。
2ページ、「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」です。件数1件、面積800.00㎡です。
3ページ、「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。件数11件、合計面積90,225.86㎡です。
6ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数2件、面積403.00㎡です。
以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から御質問等はございませんか。

(質問なし)

議長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議長 日程第6 議事に入ります。

承認第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局の説明を求めます。

浅井行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありました。皆様から質問等ございませんか。

議長 お諮りいたします。

承認第2号については、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第2号は承認することに決定しました。

議長 議第7号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

浅井行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

清野委員 1番、2番。事由のとおり問題ありません。

五十嵐晋委員 3番、4番。事由のとおり問題ありません。

太田委員 5番。先ほど農地委員長からありました新設農家の土地の貸し借りです。何ら問題ないと思います。

荒沢委員 6番。松田委員の御協力を得て確認いたしました。問題ありません。

今野委員 7番。息子がUターンして農業をするということで、経営移譲になります。問題ございません。

11番。問題ございません。

須藤委員 8番。渡人が体調崩されて営農不可能だという事です。受人は観光果樹園も大規模にされているので問題ないと思います。

松田委員 9番。渡人が体調すぐれず、先ほどの18条で解約した農地と併せて受人に売却するという事ですので問題ありません。

なお、社名は去年から変更しているとのことです。

五十嵐慶一委員 10番。受人は安定した農業経営になっていると思います。場

所は受人が作っている畑の隣地で、渡人の所有農地はここだけです。この度渡人は農地を手放して離農するということで売買となりました。

武田委員 12番。農地委員会で挙がった新設農家の案件でございます。果物の通信販売をしている会社で、従業員も10名ほどおります。労働力に問題はないと思います。事由のとおり問題ありません。

議長 ただいま説明がありました。御質問等ございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
議第7号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第7号は申請のとおり許可することに決定しました。

議長 議第8号「農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属した農地の指定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

浅井行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

須藤委員 資料の申請地として網掛けになっている部分と北側の道路の間の土地については、昭和20年代から宅地として使われているとして非農地証明申請が出された旨、4月総会で報告されています。この度の申請は、現況宅地の隣の畑を空き家に付属した農地に指定するものであります。

議長 ただいま説明がありました。御質問等ございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
議第8号は、申請のとおり指定することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

御異議なしと認め、議第8号は申請のとおり指定することに決定しました。

議長 議第9号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

高橋委員 この件については農作業小屋、建築資材置場の違反転用が指摘されていまして。この度確認しましたところ問題ないとなりましたので、よろしく願いいたします。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

須藤委員 調査の結果問題ないと思います。

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等はありませんか。

細矢委員 この土地は天童土地改良区に入っていますか。入っているとすれば、転用する場合は土地改良区に決済金を支払わなければいけないんですが、その点はどうなっていますか。

大貫主事 今回は土地改良区から意見書を頂戴しているので、その点については問題ないと思います。

三宅委員 現状の小屋の中は砂利でしたか。土でしたか。

大貫主事 現状の小屋の下は、コンクリートで固められていました。

三宅委員 コンクリートを剥がすようにとずっと言ってきている。上物だけやって地面の許可の扱いはどうするべきか、審議必要ではないでしょうか。

大貫主事 今回はあくまで農作業小屋及び農業用資材置場として、建物だけというよりは全て含めての計画で提出いただいております。この点も問題ないと思います。

三宅委員 コンクリートの状態で許可出しているのですか。

大貫主事 はい。

清野委員 以前から問題になっていますが、コンクリートは違法であります。天童市では仕方ないということで許可してきたようです。ですが、やはり違法は違法として更地にして、許可を受けてから建築するというやり方でやっていくのが望ましいと思います。

那須委員 ここには以前重機も置いてあったようですが、農業用資材の範囲はどの程度でしょうか。

荒沢委員 現地確認した所、小屋の中には草刈り機、隣にトラクター、ユンボがありました。ユンボについては工業、農業両用できますので、相対的には農業用資材であると判断いたしました。小屋は木造でバラックのような小屋です。

細矢委員 建物の問題ではなくて下がコンクリートであるというのが一番の問題であると思います。許可をしてからコンクリを敷くべきであって、事前着工は認めないと決まっているのではないのでしょうか。

大貫主事 以前から違反の指摘があった所ですが、今回その旨指導し、今後は農機具置き場として使うということですので、今回追認として挙げさせていただいたところです。

秋保委員 違反物件は私の担当地区でもあります。長年違反転用で挙がっていて何とかしようと農業委員会に相談に行っているが、解決には至っていない方もいる。

細矢委員 先ほどの運営委員会でもありましたが、やった者勝ちでは良くないんじゃないかと思います。しかし、やった人からするとせっかくやったのにというのもあるし、嚴重注意で終わらせていいものかどうか、検討していただきたい。

議長 基本的に違反転用と分かっているのと、知らないでやってしまったとでは違いがあると思いますが。常習的だったらダメだろう。

佐藤委員 違反転用している所は多くある。調査で呼んでも来る人は少ない。地域の人に違反転用はダメだということを徹底する必要があると思う。しかし、今回のように違反状態を解消するために事務局に申請を挙げたような場合には、それも鑑みて小屋を壊せ等は言わずに、許可するのが妥当ではないかと私は考えます。

細矢委員 今後は事前着工等ないように嚴重注意を一言添えていただきたいと思います。例えば別件で、高揃のテニスコートを申請出てきたらどうするんですか。

大貫主事 今回は農用地内の農作業小屋、資材置場への転用ということで申請があった場合は許可相当となるんですけども、テニスコートについては農業用施設ではないので、追認許可はあり得ません。

細矢委員 先ほどの秋保委員に相談に来た方にも、追認で許可できるようにお話ししていただきたい。片方はできて片方はできないではまずいので。

議長 農業委員として、転用申請するにあたって土地改良区に入っている所は、決済金が発生する。土地改良区に行って意見を聴くなど手順を踏む。その上で転用申請していかないと、予算的に狂いも出てきてしまう。そういったことを頭に入れたうえでアドバイスしていただきたい。

議 長 お諮りいたします。
議第9号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)
御異議なしと認め、議第9号は申請のとおり許可することに決定
しました。

議 長 議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可について」を
上程します。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

荒沢委員 1番。今の自動車販売店の裏側になります。問題ないと思います。

松田委員 2番。譲渡人のお孫さんの分家住宅になります。問題ないと思
います。

清野委員 3番。分家住宅になりますので問題ないと思います。

細矢委員 4番。お孫さんの分家住宅になります。問題ないと思います。

高橋委員 5番、6番。天童南駅の近くです。住宅地になっておりますので
いたしかたないと思います

武田委員 7番。譲受人は特別養護老人ホームを経営されている方です。隣
接している畑に今回住宅を建てるということです。草刈は今後もし
ていくということですので問題はないと思います。

今野委員 8番。藤工業の隣の空き地になっている場所です。既存敷地の拡
張をして資材置場及び駐車場を作るということですので問題ない
と思います。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

須藤委員 5月6日に調査いたしました。内容については先ほど地区担当委
員の説明通り問題ないと思います。

議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。
梅津委員。

梅津委員 資料の書き方について、分家住宅の場合、面積と使用目的の面積
が今回は同じですが、以前からそうでしたか。使用目的の面積は住
宅の面積だったように思います。

大貫主事 確認して報告します。

議 長 その他ありませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第10号については、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、議第10号は申請のとおり許可することに決定しました。

議長 議第11号「令和3年度第2回農用地利用集積計画について」を上程します。

(仲野真委員、三宅藤義委員退室)

事務局の説明を求めます。

鈴木行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等はありませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第11号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、議第11号は原案のとおり決定しました。

議長 議第12号「農地の権利取得に係る別段面積の設定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

結城局長補佐 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等はありませんか。

細矢委員 6月1日から施行になりますが市報には掲載されるのでしょうか。

結城局長補佐 告示という形で市民への周知を行う予定です。

細矢委員 あちこちから下限面積50aは大きいという声が聞かれたので30aに下がったということを広く知らせてほしい。

結城局長補佐 提案いただいた市報の掲載も検討します。

議長 農協など関連あるところに広報した方がいいかもしれない。

松田委員 6月1日前に、別段面積が変更になったことを関係者へ知らせて

良いかお尋ねしたい。

結城局長補佐 本日の総会で議決をいただけますと正式な決定となります。施行は告示との関係で若干余裕を持たせていますが、関係者の方へお知らせいただくのは結構です。

なお、新規就農者については、これまで同様審査等が必要になりますので、その点は留意していただきたいと思います。

議長 お諮りいたします。

議第12号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、議第12号は原案のとおり設定することに決定しました。

議長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和3年度第2回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時 閉会

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和3年5月13日

天童市農業委員会 第2回総会

議長 堀越 重助

議事録署名委員 4番 松田康政 委員

5番 仲野 真 委員